

## 振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口について

平成 19 年 12 月に公布されました「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）が、平成 20 年 6 月 21 日より施行されました。

本法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留する犯罪被害資金について、被害者救済の観点から、被害にあわれた方々への返還手続き等を定めた法律です。

当行では、本法律の公布後、施行に先立ち平成 20 年 1 月 17 日より、振り込め詐欺等により犯罪被害資金を当行の口座に振り込まれた方々からのご照会をうけさせていただいております。

なお、本法律に基づく犯罪被害資金の返還にあたっては、預金債権消滅手続きや分配金支払申請受付手続き等を経る必要がありますので、実際の支払いまでには一定の期間を要する見込みです。それまでは、被害のお申し出を承り、実際に返還の手続きが行われる際にあらためてご連絡を差し上げるお取り扱いとなりますので、ご承知おきください。

また、被害にあわれた方々への返還に関する事務手続きは当行が行ってまいります。預金債権消滅手続きや分配金支払申請の公告は預金保険機構のホームページにおいて行われます。公告内容等の詳細については、同機構のホームページにてご確認ください。

横浜銀行では、今後とも、振り込め詐欺等による被害の発生防止ならびに被害にあわれた方の救済に取り組んでまいります。

(横浜銀行フリーダイヤル)

0120-458-662

(受付時間)

月曜日～金曜日(銀行休業日を除く)

9:00～17:00

預金保険機構ホームページ

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

## 振り込め詐欺救済法 Q&A

### Q1 「振り込め詐欺救済法」とはどんな法律ですか？

A 正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といい、2007年12月に成立しました。

この法律は、まず振り込め詐欺などの犯罪被害によって資金の振り込まれた口座を金融機関が凍結し、60日以上の手続を経て、口座名義人の権利を失わせます。

次に、預金保険機構のホームページ上で、被害に遭った方からの資金分配の申請を受け付けることを周知(公告)します。所定の周知期間内(法律では30日以上とされております。)に申請のあった方に、資金を分配して返還することになりました。

被害を国や銀行が補填するというものではありません。

### Q2 どのような被害が返還の対象になるのですか？

A 振り込め詐欺(オレオレ詐欺、融資保証金詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺)のみならずインターネット・オークション等を利用した詐欺、いわゆるヤミ金など、人の財産を害する犯罪行為全般であって、預金口座等への振込が利用されたものが対象となります。

注)麻薬の売買代金や覚せい剤の売買代金を振り込ませたケースは、「人の財産を害する罪の犯罪行為」には該当しません。

Q3 犯罪被害金の支払までの流れについて教えてください。

A

① まず、警察や弁護士、被害に遭われた方などからの情報提供に基づき、銀行が犯罪利用預金口座である疑いがあると認めるときは、当該口座の凍結を行います。

② 次に、被害に遭われた方に被害金をご返却するには、振り込め詐欺等の犯罪利用に使われた口座の名義人の権利を消滅させる手続を開始する必要があります。そのために預金保険機構のホームページに債権消滅手続開始の公告が掲載されます。この公告を失権公告といい、その期間は法律で 60 日以上と定められています。

③ ②の期間が終了すると口座名義人の権利は消滅し当該口座の被害金を返却できる状態となります。但し、期間中に口座名義人等から権利行使の届出があった場合や犯罪利用口座でないことが明らかになった場合は、失権公告手続は中止となります。

④ その後、1ヶ月程度の期間を経て、被害に遭われた方に被害金返還の支払申請を受け付ける手続を開始します。預金保険機構のホームページに支払申請受付の公告が掲載されますので(当面申請期間は約 2 ヶ月とされています)、被害に遭われた方は、この公告をご覧頂いて、申請期間内に、振込先の銀行に被害金返還の支払申請を行っていただきます。

⑤ 被害金返還の支払申請を受け付けた銀行は、被害に遭われたご本人であることを認定させていただいたうえで、振り込め詐欺等に使われた口座に残っていた資金を分配して返還します。なお、犯罪利用口座の残高が 1,000 円未満の場合や、按分した結果支払額が 1 円未満となる場合は支払い手続の対象とはなりませんのであらかじめご了承ください。

#### Q4 私が振り込んだ被害資金は全額返還されますか？

A 被害により振り込んだ資金が相手の口座に残っている場合、この資金を被害に遭った方にお返しします。資金の一部または全部が既に引き出されている場合には、口座に残っている残高がお返しできる金額の上限になります。

また、同じ口座に資金を振り込んだ方から他にも被害回復分配金の支払申請がある場合、口座の残高を被害額に比例して按分した上お返しすることとなります。なお、口座の残高が 1,000 円未満の場合には、この法律では資金返還の対象外です。

#### Q5 申請はいつ行えばよいですか？

A 金融機関は振り込め詐欺などの犯罪被害によって資金の振り込まれた口座を順次この法律により被害回復分配金支払手続きの対象としていくこととなります。

資金の返還を受けるためには、被害回復分配金に係る支払申請期間(公告があった日の翌日から起算して原則として 60 日目の翌営業日の 15 時まで)内に、「被害回復分配金支払申請書」に、運転免許証のコピーなど本人確認資料、被害振込の受取書などを添付し行うこととなっています。申請期間を過ぎると、資金返還を受けることはできないものと定められておりますので、必ず申請期間中にご申請ください。

また、失権公告(債権消滅手続開始公告)期間中であっても被害回復分配金支払申請を行うことができますが、失権公告期間中に、対象預金口座等の名義人などから対象預金等債権について権利行使の届出等があった場合、または対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった場合には分配公告は行われず、したがって、金融機関に提出していただいた「被害回復分配金支払申請書」は無効となりますので、ご承知おきください。

**Q6 どこに申請するのですか？**

**A** 申請先は「不正利用口座のある金融機関」、つまり「振込先の金融機関」に対して行います。

**Q7 振り込んだ先の金融機関が遠方である場合はどうすればいいのですか？**

**A** 申請は店頭のほか、郵送による受付も可能です。また、申請は、振込をした金融機関(仕向金融機関)を経由して行うことも可能です。この場合、申請人の本人確認、申請書および添付書類の形式確認ならびに申請内容の真実性の確認等は、振り込んだ先の金融機関(被仕向金融機関)が行います。

**Q8 私が資金を振り込んだ口座に残高はありますか？**

**A** 法律の手続により預金保険機構のホームページでこの口座に関する公告が行われる際に、口座の残高も併せて掲載されます。これにより残高をご確認ください。

Q9 私が振り込んだ被害資金はいつ返還されますか？

A 犯罪利用口座について、失権公告を開始してから、約5ヵ月後に資金が返還されます。例えば、預金保険機構の公告手続は平成20年7月中旬からスタートしますので、最も早い7月に失権公告を開始した口座の場合で資金が返還されるのは今年の12月以降ということになります。また、現在金融機関にある不正利用口座の分配手続は順次行いますので、手続の開始時期によってはさらに支払の時期が遅くなることもあります。

手続はできる限り迅速に行いますが、実際の支払までには時間がかかることもありますので、あらかじめご承知おきください。

Q10 被害にあった際、自分の振り込んだ資金は既に引き出された後だったと聞いたのですが、その場合申請しても無駄でしょうか？

A 被害にあわれた際に確認された後、その口座に振り込みがあり、資金が滞留している可能性があります。その場合、Q4のルールに基づき、1,000円以上の資金が口座に残っていれば、申請により分配されることとなります。

Q11 1,000円未満の残高の口座は返還の対象にならないとのことですが、そのお金はどうなるのですか？

A 法律で、「預金保険機構に納付するもの」と定められています。また、1,000円以上の資金が残っている口座であっても、名乗りでた人が少なく、資金が余った場合も「預金保険機構に納付するもの」と定められています。預金保険機構に納付されたお金は、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」と定められています。

Q12 手続にはどのような書類が必要ですか？

A 所定の「被害回復分配金支払申請書」(以下「申請書」といいます)に、氏名・住所・生年月日・被害の内容・金額、および分配金をお支払いする場合のお受け取り口座等をご記入、ご捺印のうえ本人確認書類のコピーや、振込をしたことがわかる書類のコピーなどを添付いただくことになっております。

「申請書」は、当行窓口またはフリーダイヤル 0120-458-662 までお申し付けください。

また、[預金保険機構のホームページ](#)からもダウンロードできますのでご活用ください。

その他、被害の状況がわかるもの(振り込め詐欺の請求書や請求メールのコピー等)がありましたら、あわせてご準備ください。

Q13 振込の領収書(受取書)が見当たらない場合はどうしたらよいのでしょうか？

A 振込日、振込先口座の口座番号、振込金額を覚えていただければ、当行が保存している記録に残っているかお調べすることができます。ただし、振込時期、振込内容が不明な場合は、当行でお調べすることができない場合もありますのでご了承ください。

Q14 代理人でも申請できますか？

A 代理人でも申請できますが、まずは、ご本人様からご一報ください。代理人が申請される場合は、所定の委任状および申請人本人の印鑑登録証明書等が必要となります。なお、代理人には、親族、弁護士、ホームヘルパー、法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人)等の方がなることができます。

Q15 振り込め詐欺の被害に遭ったと気付いた場合は  
どうすればよいですか？

A 警察と振込先の銀行にご連絡いただき、振込先の口座の凍結を依頼してください。

弊行が振込先の銀行である場合、フリーダイヤル 0120-458-662 までご連絡ください。

Q16 平成 21 年度公告スケジュールについて教えてください。

A 預金保険機構ホームページに掲載されています。

こちらをご覧ください→[平成 21 年度公告スケジュール](#)





# 振り込め詐欺等の 犯罪被害金 支払についての ご案内

- ◎「振り込め詐欺救済法」の概要
- ◎対象となる犯罪利用口座
- ◎被害金の支払手続
- ◎被害金支払のお申し出

金融犯罪の番犬「BANK-KEN」の  
**金融犯罪にご用心!**

<http://www.zenginkyo.or.jp/topic/hanzai/>



# 「振り込め詐欺救済法」が はじまります。

振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を、被害に遭われた方に支払う手続き等について定めた法律※が制定されました（平成20年6月21日施行）。

※「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」

## 振り込め詐欺等の 犯罪被害金支払に ついての概要

現在、各金融機関では、振り込め詐欺等の被害に遭い資金を振り込んでしまわれた方からのご相談をお受けしておりますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

全国銀行協会より


振り込め詐欺等の犯罪に遭った可能性が考えられる方も、迷わず金融機関にご相談ください。



金融犯罪の番犬  
「BANK-KEN」


### 1 法律の概要について

振り込め詐欺等の被害に遭われた方のための法律です。


 振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の支払手続き等を定めた法律です。

## 2 対象となる犯罪利用口座について


### 振り込め詐欺等の振込先になった預金口座を預金保険機構のホームページで公告します。

 本法令の対象となる「犯罪利用口座」とは、詐欺その他の人の財産を害するいわゆる振り込め詐欺、ヤミ金融等の犯罪行為において、振込先となった預金口座のことです。

\*\*\*

 対象となる具体的な犯罪利用口座は、「預金保険機構」からインターネットを利用して順次公告されます。預金残高を含めた口座情報をご確認ください。

\*\*\*

 各金融機関のホームページでは、対象となる犯罪利用口座を掲載する、または預金保険機構のホームページへのリンクを設定しておりますので、ご利用ください。

預金保険機構ホームページ  
<http://www.dic.go.jp>

## 支払額について

### 支払額は、口座残高や被害に遭われた方の数等に応じて変わります。

① 被害者の方がおひとり、かつ対象の犯罪利用口座にお振り込みされた総額が当該口座に滞留している場合、被害金は全額支払われる予定です。

\*\*\*

② 犯罪利用口座に滞留している残高が被害金の総額より少ない場合には、金融機関は口座残高を超えて被害金の支払を行うものではありません。またこのうち、

被害者が複数の場合には、被害者間で振込金額に応じ按分することとなります。このような場合など、被害金全額の支払ができない場合がありますので、ご了承ください。

◎なお、犯罪利用口座の残高が千円未満の場合は、本法令による支払手続の対象とはなりません。

## 3 被害金の支払手続について

### 支払手続は、90日以上かかります。

① 犯罪利用口座について、残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続が行われます。

\*\*\*

② 権利が失われた犯罪利用口座について、被害者に対する被害金支払の手続が行われます。

\*\*\*

③ ①に60日以上、②に30日以上申し出期間が設けられます。したがって、支払手続までには、少なくとも90日以上相応の期間を要することとなりますのでご了承ください。

## 被害金の支払例

◎ 被害に遭われた方:2名 ◎ 被害金の合計:400万円  
◎ 被害金のうち、200万円が引き出されている場合  
(犯罪利用口座に滞留している残高:200万円)

Aさん  
被害金額200万円

支払申請

200万円支払

Bさん  
被害金額200万円


支払申請なし

支払なし


※Bさんが支払申請した場合、被害金額に応じて按分し、AさんとBさんそれぞれに100万円支払われることとなります。

## 4 被害金支払のお申し出について


振込先の金融機関へ、「申請書」「本人確認書類」「振り込みの事実を確認できる資料」をお持ちください。

 申請窓口は、お振込先の金融機関となります。このため、対象となる犯罪利用口座の公告内容をご確認のうえ、お振込先の金融機関へお申し出ください。


\*\*\*

 被害に遭われた方は、お早めに、お名前、ご連絡先などをお振込先の金融機関へご連絡ください。預金保険機構による公告前でも、支払が受けられる場合などは、順次お手続き等についてご案内させていただくことがあります。

\*\*\*

 お手続きの際には、申請書・本人確認書類・お振り込みの事実を確認できる資料が必要となります（具体的な手続は、お振込先の金融機関へお問い合わせください）。

\*\*\*

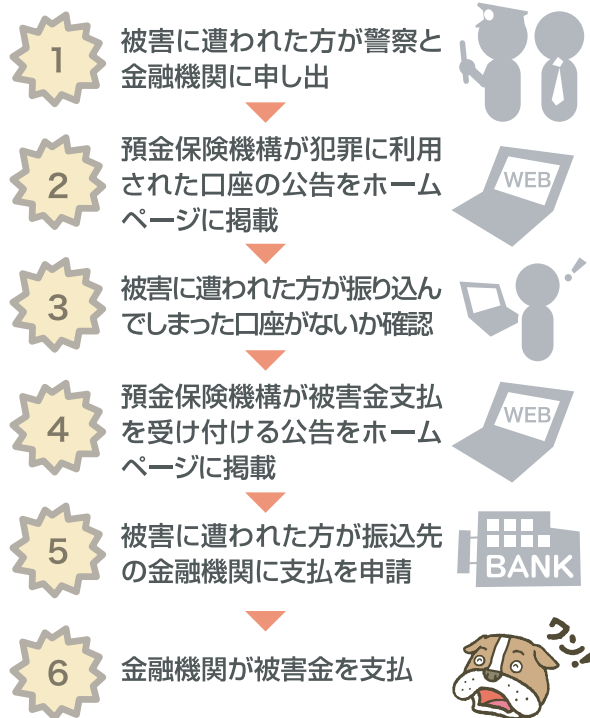
 なお、お申し出いただいた場合でも、被害金の支払対象とならない場合がありますので、ご了承ください。


被害金支払の流れについては、次のページをご覧ください。

## 振り込め詐欺等の被害金支払の流れについて




### 被害金支払のポイントをご説明します。



 被害金の支払には、お振込先の金融機関への申請が必要です。

\*\*\*

 被害に遭われた方は、お早めに、お名前、ご連絡先などをお振込先の金融機関へご連絡ください。